〃	ＮＰ－ＺＡ18	第ＥＧＲＴ15号
〃	ＮＰ－ＺＥ10	第ＥＧＲＴ16号
〃	ＮＰ－ＺＥ18	第ＥＧＲＴ17号
タイガー魔法瓶株式会社	ＪＫＸ－Ｖ100	第ＥＦＲＴ07号
〃	ＪＫＸ－Ｖ150	第ＥＦＲＴ08号
〃	ＪＰＢ－Ｇ100	第ＥＦＲＴ09号
〃	ＪＰＢ－Ｇ180	第ＥＦＲＴ10号
〃	ＪＰＢ－Ｈ100	第ＥＦＲＴ11号
〃	ＪＰＢ－Ｈ180	第ＥＦＲＴ12号
〃	ＫＢＸ－Ａ100	第ＥＦＲＴ13号
象印マホービン株式会社	ＮＰ－ＮＱ10Ｓ	第ＥＧＲＴ19号
〃	ＮＰ－ＮＱ18Ｓ	第ＥＧＲＴ20号
パナソニック株式会社	ＳＲ－ＰＸ104	第ＥＡＲＴ13号
〃	ＳＲ－ＰＸ184	第ＥＡＲＴ14号
〃	ＳＲ－ＰＡ104	第ＥＡＲＴ15号
〃	ＳＲ－ＰＡ184	第ＥＡＲＴ16号
〃	ＳＲ－ＰＢ104	第ＥＡＲＴ17号
〃	ＳＲ－ＰＢ184	第ＥＡＲＴ18号
〃	ＳＲ－ＨＣ104	第ＥＡＲＴ23号
〃	ＳＲ－ＨＣ154	第ＥＡＲＴ24号
〃	ＳＲ－ＰＢ1000	第ＥＡＲＴ25号
〃	ＳＲ－ＰＡ10Ｅ２	第ＥＡＲＴ26号
〃	ＳＲ－ＰＡ18Ｅ２	第ＥＡＲＴ27号
〃	ＳＲ－ＰＢ10Ｅ２	第ＥＡＲＴ28号
〃	ＳＲ－ＰＢ18Ｅ２	第ＥＡＲＴ29号
象印マホービン株式会社	ＮＰ－ＱＡ06	第ＥＧＲＴ18号
〃	ＮＰ－ＢＰ10Ｅ２	第ＥＧＲＴ21号
〃	ＮＰ－ＢＰ18Ｅ２	第ＥＧＲＴ22号
〃	ＮＰ－ＮＩ10ＫＳ	第ＥＧＲＴ23号
〃	ＮＰ－ＮＩ18ＫＳ	第ＥＧＲＴ24号
〃	ＮＰ－ＮＰ10Ｅ２	第ＥＧＲＴ25号
〃	ＮＰ－ＮＰ18Ｅ２	第ＥＧＲＴ26号
〃	ＮＰ－ＶＰ10Ｅ２	第ＥＧＲＴ27号
〃	ＮＰ－ＶＰ18Ｅ２	第ＥＧＲＴ28号
〃	ＮＰ－ＺＡ10ＫＳ	第ＥＧＲＴ29号
〃	ＮＰ－ＺＡ18ＫＳ	第ＥＧＲＴ30号
〃	ＮＰ－ＶＵ10	第ＥＧＲＴ31号
タイガー魔法瓶株式会社	ＳＫＸ－Ａ100	第ＥＦＲＴ14号

○総務省告示第二百七十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称について、次のとおり同規則第四十六条の二第四項の届出があったので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月三十日

総務大臣　山本　早苗

変更後の製造業者等の名称	変更前の製造業者等の名称
株式会社東光高岳	東光電気株式会社
セイコーソリューションズ株式会社	エスアイアイ・データサービス株式会社
キヤノンプロダクションプリンティングシステムズ株式会社	日本オセ株式会社

○環境省告示第四号
経済産業省
厚生労働省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）第二条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第一項の規定に基づき、次に掲げる新規化学物質が同項第五号に該当するものである旨の通知をしたので、同条第四項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十七年七月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）第２条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第４条第１項の規定に基づき、同項第５号に該当するものである旨の通知をした新規化学物質の名称	整理番号
7052	３，３′－ジオキソ－*N*，*N*′－ジ－*o*－トリル－２，２′－［３，３′－ジクロロビフェニル－４，４′－ジイルビス（ジアゼニル）］ジブタンアミドを主成分(59％以上)とする、(３，３′－ジクロロビフェニル－４，４′－ジイル）ジアンモニウム＝ジクロリド、塩化水素、２′－メチルアセトアセトアニリド、カリウム＝（アセトアセトアニリド）ベンゼンスルホナート及び亜硝酸ナトリウムの反応生成物とそのカルシウム塩及びアルミニウム塩	(4)－1963
7053	３－（カルボキシメチル）シクロペンタン－１，２，４－トリカルボン酸	(3)－4645
7054	ブタン－１，４－ジオール・デカン二酸・イソフタル酸・オキセパン－２－オン・テレフタル酸重縮合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(7)－3307
7055	２，２－ジメチルプロパン－１，３－ジオール・エチレン＝グリコール・イソフタル酸・２，２′－［プロパン－２，２－ジイルビス（４，１－フェニレンオキシ）］ジエタノール・２，２′－［スルホニルビス（４，１－フェニレンオキシ）］ジエタノール・テレフタル酸重縮合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(7)－3308
7056	ブタン－１，４－ジイル＝ジアクリラート・メチル＝メタクリラート共重合物（架橋構造）(数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）	(6)－3369
7057	アクリル酸・ブタン－１－イル＝アクリラート・２－（ジメチルアミノ）エチル＝メタクリラート・２－メトキシエチル＝アクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－3370
7058	ブタン－１－イル＝アクリラート・メチル＝アクリラート・２－フェノキシエチル＝アクリラート共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）	(6)－3371
7059	{(アジピン酸・３－メチルペンタン－１，５－ジオール重縮合物)・［(アジピン酸・３－メチルペンタン－１，５－ジオール重縮合物)・３，５－ビス（メトキシカルボニル）ベンゼンスルホン酸重縮合物］・１，６－ジイソシアナトヘキサン・５－イソシアナト－１－（イソシアナトメチル）－１，３，３－トリメチルシクロヘキサン重付加物}・エチレンジアミン・*N*－エチルエチレンジアミン重付加物（数平均分子量が1,000以上であり水、脂溶性溶媒、汎用溶媒、酸及びアルカリに不溶であるものに限る。）	(7)－3309